

亀山市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月18日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称
南鹿島自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 石河 真人
 亀山市南鹿島町20番1号
変更後 坂本 宗生
 亀山市南鹿島町24番8号
- 3 変更の年月日
令和7年4月6日
- 4 変更の理由
任期満了により自治会長が交代したため